

平成29年度税制改正～取引相場のない株式の評価の見直し～

平成29年税制改正によりが、取引相場のない株式の評価の見直しが行われましたので、その改正内容についてお知らせいたします。

取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価方法について、上場会社のグローバル連結経営の進展や株価の急激な変動が、中小企業の円滑な事業承継を阻害することなく、中小企業等の実力を適切に反映した評価となるよう見直しが行われました。

<類似業種比準方式の見直し>類似業種比準方式について次の見直しが行われました。

- ① 類似業種比準方式による株価算定のもととなる類似業種の上場会社の株価については、
「課税時期の属する月の類似業種株価」
「課税時期の属する前月の類似業種株価」
「課税時期の属する前々月の類似業種株価」
「類似業種の前年平均株価」
のうち最も低い金額を選択することができます。
今回の見直しでは、これらに「課税時期の属する月以前2年間の平均株価」が加えられました。
- ② 類似業種の上場会社の「配当金額」、「利益金額」及び「簿価純資産価額」について、連結決算を反映させたものとする。
- ③ 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、これまでの「1 : 3 : 1」から「1 : 1 : 1」に見直されました。

$$\begin{array}{c}
 \text{(類似業種の株価)} \quad \text{(配当)} \quad \text{(利益)} \quad \text{(簿価純資産)} \\
 A \times \left(\frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} + \frac{d}{D}}{3} \right) \times \left(\begin{array}{cc} \text{大会社} & 0.7 \\ \text{中会社} & 0.6 \\ \text{小会社} & 0.5 \end{array} \right) \\
 \text{(斟酌率)}
 \end{array}$$

b, c, d: 評価会社の1株当たりの金額
B, C, D: 上場企業の業種別の1株当たりの金額

<評価会社の規模区分の見直し> 評価会社の規模区分を判断する金額等の基準が見直されました。新たな基準では、対象となる従業員数や取引金額の基準などを変更し、大会社及び中会社の適用範囲が総じて拡大されました。

規模区分	区分の内容	総資産価額 及び従業員数	直前期末以前1年間に おける取引金額	
大会社	従業員70人以上又は右のいずれかに該当	卸売業	20億円以上 (従業員35人以下を除く)	30億円以上
		小売・サービス業	15億円以上 (従業員35人以下を除く)	20億円以上
		卸売業、小売・サービス業以外	15億円以上 (従業員35人以下を除く)	15億円以上
中会社	従業員70人未満で右のいずれかに該当 (大会社を除く)	卸売業	7,000万円以上 (従業員5人以下を除く)	2億円以上 30億円未満
		小売・サービス業	4,000万円以上 (従業員5人以下を除く)	6,000万円以上 20億円未満
		卸売業、小売・サービス業以外	5,000万円以上 (従業員5人以下を除く)	8,000万円以上 15億円未満
小会社	従業員70人未満で右のいずれにも該当	卸売業	7,000万円未満 又は従業員5人以下	2億円未満
		小売・サービス業	4,000万円未満 又は従業員5人以下	6,000万円未満
		卸売業、小売・サービス業以外	5,000万円未満 又は従業員5人以下	8,000万円未満

<適用時期> この改正は平成29年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。